

認定訓練助成事業費補助金(運営費)交付要綱

(補助金の交付)

第1条 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号、以下「法」という。)第24条第1項の規定(同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。)に基づく認定を受けた職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)を実施する法第13条に規定する事業主等(ただし、事業主にあつては中小企業事業主、事業主の団体又はその連合団体にあつては中小企業事業主の団体(団体の構成員に占める中小企業事業主の割合が3分の2以上である団体をいう。)又はその連合団体であるものに限る。以下同じ。)の認定職業訓練の運営に要する経費(以下「運営費」という。)に係る認定訓練助成事業費補助金(運営費)(以下「補助金」という。)の交付については、法令及び群馬県補助金等に関する規則並びにその他別に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付対象)

第2条 補助金は事業主等が行う認定職業訓練の運営に要する経費のうち、次の各号に掲げるものについて事業主等に対して交付するものとする。

- (1) 集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当に要する経費
- (2) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借上げ及び維持に要する経費並びに機械器具等の設備に要する経費
- (3) 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費
- (4) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他の教材に要する経費
- (5) 集合して行う先端技術に関する技能の習得に必要な学科又は実技の訓練に要する経費
- (6) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な管理運営に要する経費その他知事が必要かつ相当と認める経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別に定める交付基準に基づき、予算の範囲内で知事が定める。

(補助金の減額等)

第4条 知事は、事業主等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その状況に応じ、補助金の額を減額して交付することができる。

- (1) 第1条に掲げる法及び法令、規則等に違反したとき
- (2) 公課公租の納付を特別の理由がなく1年以上怠っているとき。
- (3) 破産宣告を受けたとき又は銀行取引停止処分を受ける等財産状況が極度に窮迫しているとき

- (4) 認定職業訓練の運営上適性を欠く収入・支出又は財産の運用があるとき
- (5) 会計処理の不適正、理事会・取締役会等の決議に違背等の行為があり、業務執行が適性を欠いているとき
- (6) 県から認定職業訓練の運営上の問題点その他改善を要する事項について、指導・勧告等を受けながら、その状況が改善されないとき
- (7) 補助金の申請書その他県に提出する書類に不実の記載をしたとき
- (8) 補助金の目的又は決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき
- (9) 認定職業訓練の管理運営が著しく適性を欠くとき

2 事業主等が前項各号のいずれかに該当する場合において、その状況が著しく適性を欠き、補助金の交付目的を有効かつ適性に達成することができないと認められるときは、交付しないことができる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業主等は、別に知事が指定する期日までに認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第1号の2）
- (2) 訓練生名簿
- (3) 決算書
- (4) 理由書
- (5) 納税証明書

2 知事は前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 交付対象事業の着手は、原則として、補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手（以下「交付決定前着手」という。）することができるものとする。

4 補助事業者は、前項の交付決定前着手を行う必要がある場合は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、交付決定前着手届（別記様式7号）をあらかじめ当該年度4月1日付で提出するものとする。

5 補助事業者は、第5条第1項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助申請の要件)

第6条 第1条の事業主等は次の各号に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) 経営状態が健全であること。
- (2) 訓練生の負担軽減に努めていること。
- 2 第1条の事業主等又はその役員は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者(交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付の対象及び交付額を決定し、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による決定にあたって、補助金の交付の目的を達成するために必要な交付条件を付することができる。
- 3 知事は、第7条第1項による交付の決定を行うに当たっては、第5条第5項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められた時は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 知事は第5条第5項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の決定の通知を受けた事業主等は、補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があつて申請を取り下げようとする場合においては、通知を受けた日から2週間以内にその旨を書面で知事に申し出なければならない。

(変更承認等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた事業主等(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の対象となった認定職業訓練に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を著しく変更しようとする場合は、認定訓練助成事業費補助金(運営費)補助事業変更承認申請書

(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、認定訓練助成事業費補助金(運営費)補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出してその承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の一部の遂行が困難となった場合は、速やかに認定訓練助成事業費補助金(運営費)補助事業計画変更報告書(様式第4号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実施状況報告書)

第10条 補助事業者は、認定訓練助成事業費補助金(運営費)補助事業実施状況報告書(様式第5号)を11月10日までに知事に提出しなければならない。

(実施報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(補助事業の中止又は廃止したときを含む。)は認定訓練助成事業費補助金(運営費)補助事業実績報告書(様式第6号)をその完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により実績報告書が提出された場合においては、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 補助金は、普通課程の普通職業訓練を実施している事業主等に限り概算払することができる。

- 2 事業主等は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別に知事が指定する期日までに概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

- (1)補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続することができない場合。
- (2)補助事業者が、補助金を第2条に定める用途以外に使用し、その他補助事業に関して

補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反した場合。

- 2 前項第2項の規定は補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該超過額につき、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 3 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告しなければならない。

- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が別に定めるところによりその承認を受けた場合は、この限りではない。

(提出期限)

第17条 第5条、第10条及び第11条に規定する申請書等の書類の提出期限は、県の会計年度ごとに知事が定める。

(書類の提出部数)

第18条 第5条に定める申請書、第10条に定める実施状況報告書及び第11条に定める実施報告書の提出部数はそれぞれ1部とする。

(書類の備付け)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収支に関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするため必要な書類を整理し保管しなければならない。

(調査)

第20条 知事は、必要があるときは、補助事業者に報告させ、又は職員をして必要な調査をさせることがある。

(この要綱の実施時期)

第21条 この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、施行の日以降に交付申請及び交付決定がなされた補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、施行の日以降に交付申請及び交付決定がなされた補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、施行の日以降に交付申請及び交付決定がなされた補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行し、施行の日以降に交付申請及び交付決定がなされた補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、施行の日以降に交付申請及び交付決定がなされた補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、施行の日以降に交付申請及び交付決定がなされた補助金から適用する。